

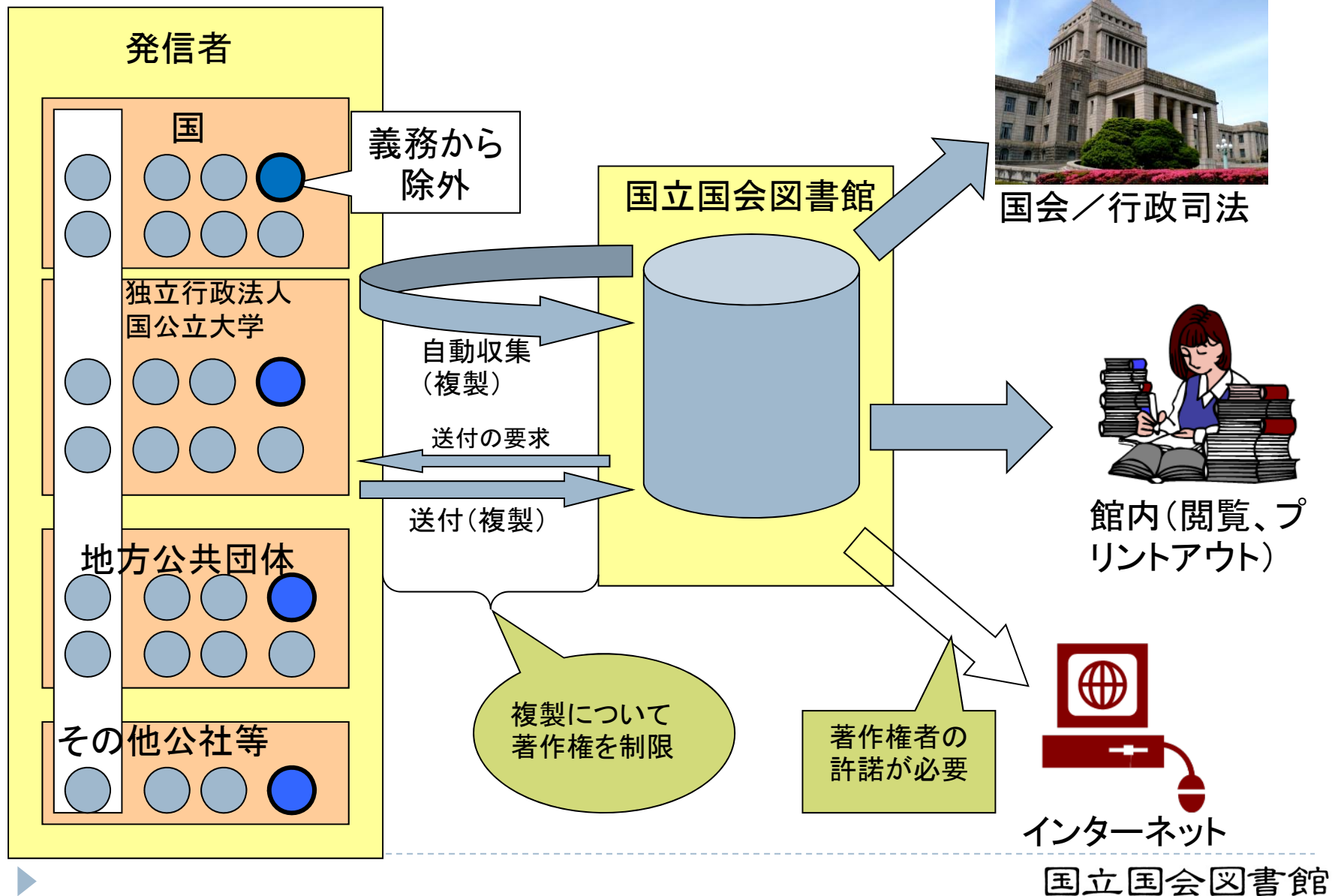
インターネット情報の収集制度化と 蔵書のデジタル化について

国立国会図書館 川西晶大

インターネット情報の制度的収集の概要

- ▶ 平成21年7月3日に国立国会図書館法改正が成立(7月10日公布の予定)
- ▶ 平成22年4月1日から施行
- ▶ 収集範囲は国、独立行政法人、地方公共団体、国立大学法人など(納本制度とのアナロジー)
- ▶ 制度に伴う著作権制限は収集に関する部分だけインターネット経由の提供とは切り離して考える。
- ▶ 長期提供・蓄積を目的としたアーカイブは、当面、義務の対象から除外

制度的収集の概要 (図)



大規模デジタル化の概要

- ▶ 所蔵資料のデジタル化は、平成12年度以来進めてきたところ → 現在、約15万冊をインターネットで提供
- ▶ 保存のための媒体変換を、マイクロ化からデジタル化へ。平成21年著作権法改正により、国立国会図書館による原資料保存のためのデジタル化が権利制限の対象に。
- ▶ 平成21年度補正予算 約127億円
平成12年度～21年度(当初)のデジタル化予算の9倍

大規模デジタル化の予定対象資料

1860187018801890190019101920193019401945195019551960196519701975198019851990199520002005																								
		江戸期以前				明治				大正		昭和戦前			昭和戦後								平成	
古典籍資料																								
	和漢書・錦絵等 100,000冊																							
	1,000冊																							
図 書			(提供中) 近代デジタル ライブラリー 明治大正期刊行図書 (148,000冊)				大正期	昭和戦前期 刊行図書		戦後期刊行図書 (1945～1968)			戦後期刊行図書 (1969～)											
								754,000冊 (21年度補正要求分) 18,500冊 (21年度当初予算分)																
								戦前未撮影分																
児童図書				15,000冊																				
国内刊行雑誌				戦前期等刊行雑誌 (3,300タイトル、27,000冊)																				
児童雑誌				59タイトル、5500冊																				
学位論文										15,000冊														
官 報				1883～1952年																				

インターネット提供中

21年度実施分

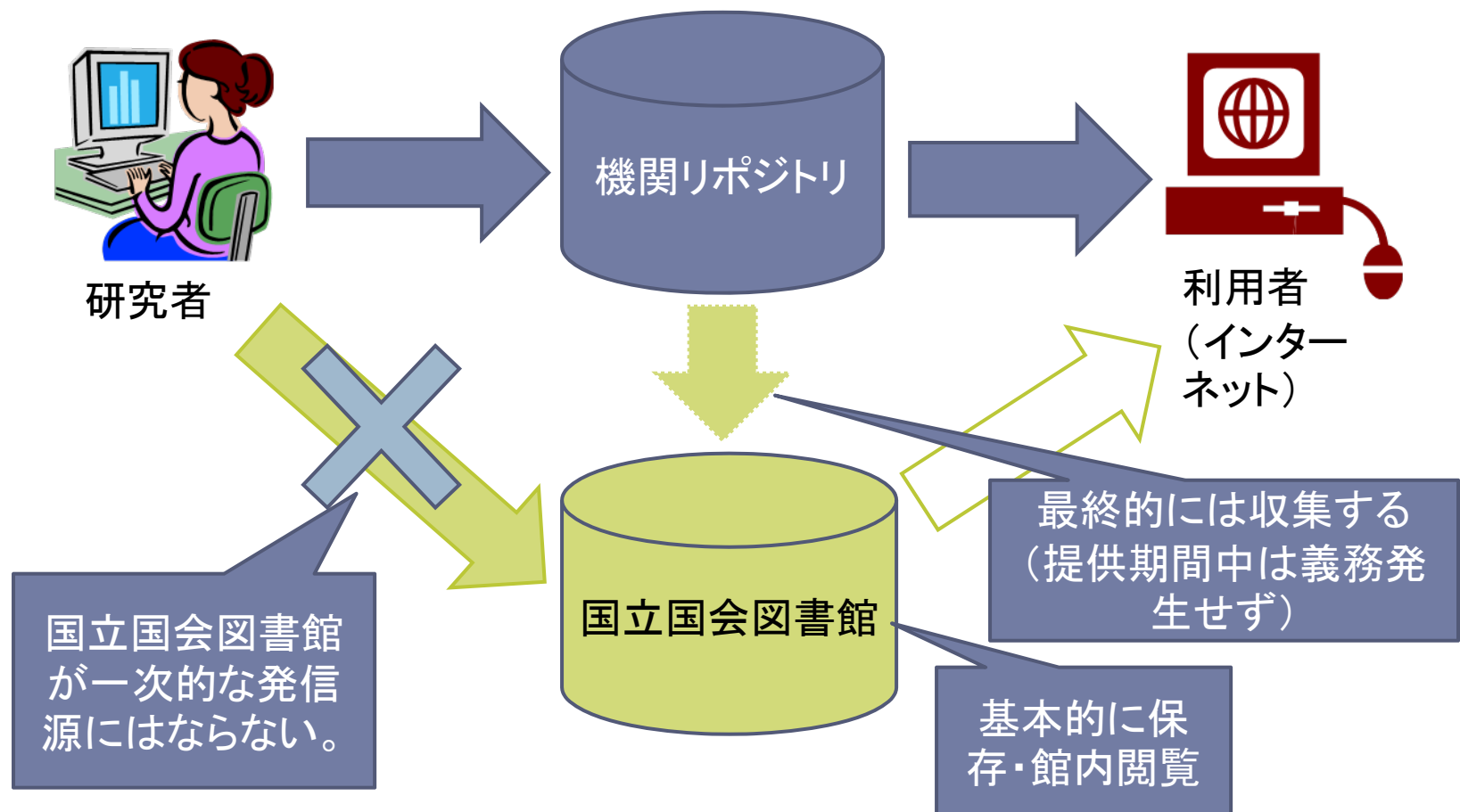
大規模デジタル化の目的

- ▶ 「原資料の保存のためのデジタル化」
原資料に代え、デジタル複製物を館内提供するのが基本
- ▶ 「電子図書館サービス」
一部(戦前期図書、学位論文、古典籍)は、著作権者の許諾を得てインターネット提供の予定

機関リポジトリと国立国会図書館の関係？

- ▶ 機関リポジトリを含むインターネット情報の制度的収集
 - ▶ 学位論文等を含む所蔵資料の大規模デジタル化
- 機関リポジトリに与える影響は？

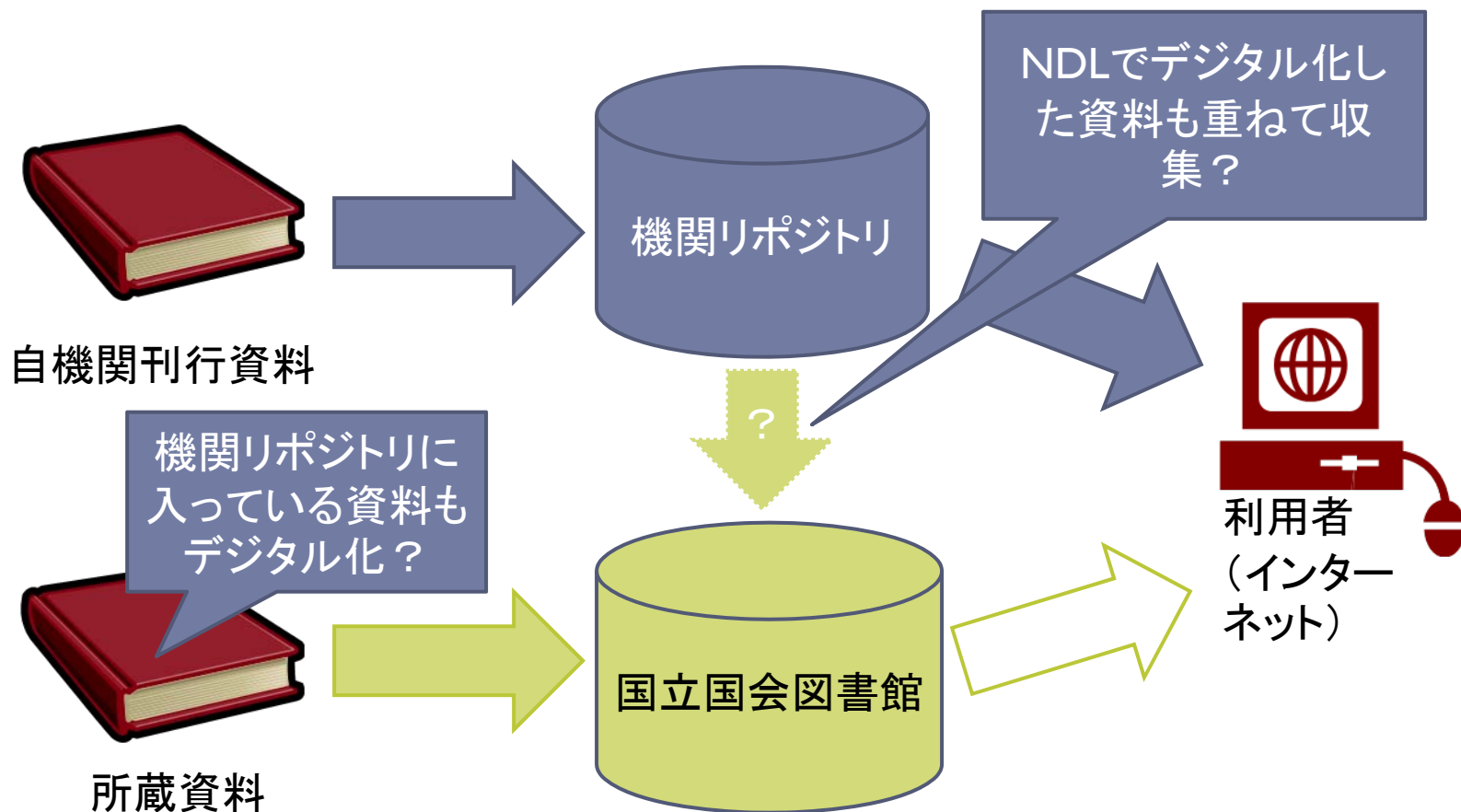
オープンデジタル資料



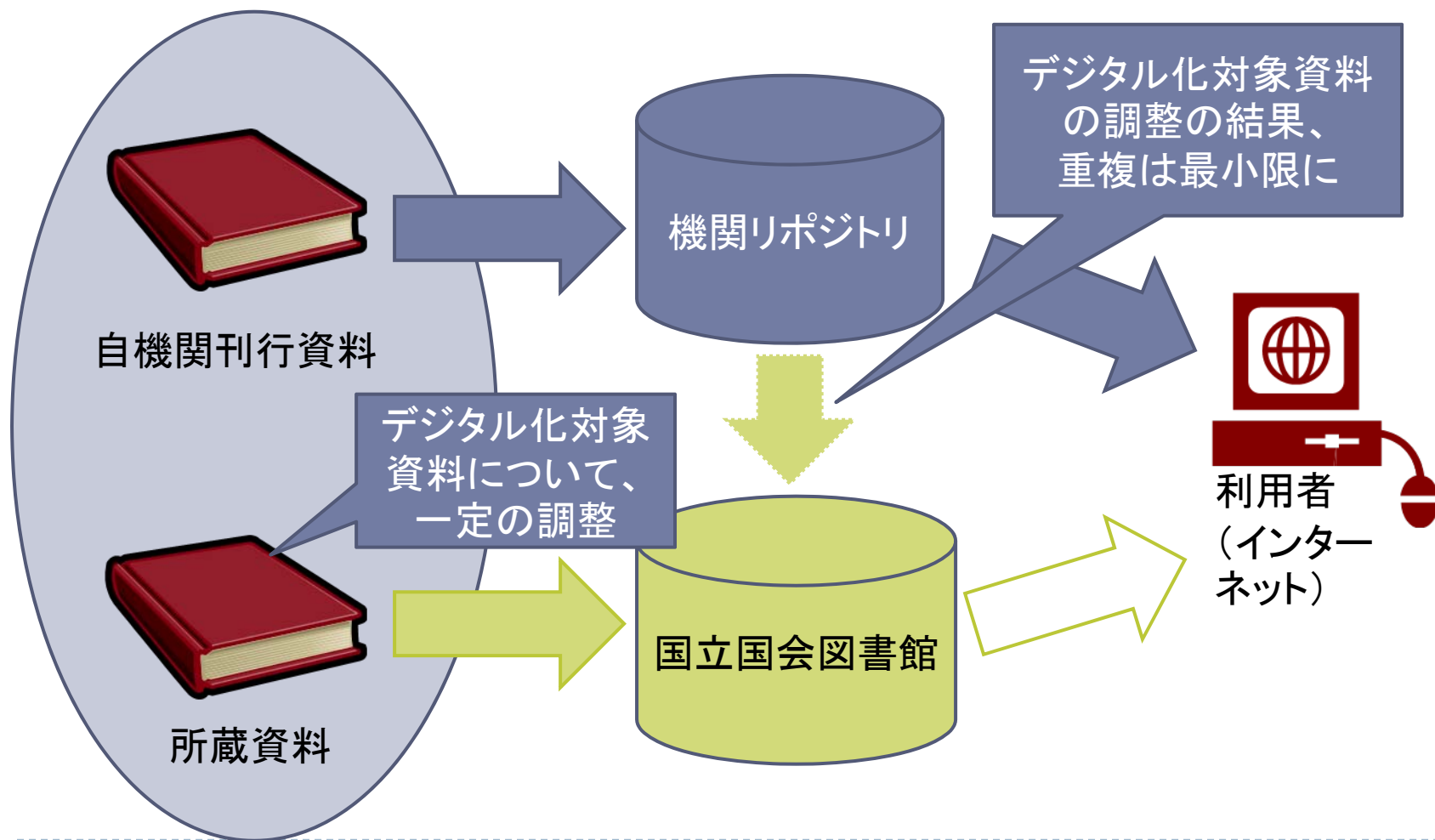
ボーンデジタル資料での役割分担

- ▶ 機関リポジトリ
 - 研究者からの発信支援(＝発行)
 - 利用者への提供
 - ▶ 国立国会図書館
 - 最終的な保存
 - ▶ 機関リポジトリ提供資料については、
機関リポジトリなしに、国立国会図書館の収集・保存は
成り立たない。
-

紙からデジタル化した資料（問題）



紙からデジタル化した資料（解決案）



デジタル化資料での役割分担

- ▶ ある資料をデジタル化するという点では、同じ行為
- ▶ デジタル化対象資料を可能な範囲で調整する考え方
→例えば、既に機関リポジトリで提供されている資料については、当面、国立国会図書館でデジタル化対象としない等
- ▶ 他の考え方もあり得る